

代表者・経営幹部・人事労務担当者 殿

## 人事労務セミナーのご案内

役員・経営幹部に必要な経営知識と実務を学ぶ

# 経営の視点からの人事労務知識

～人事労務を経営変革の推進力としたい方に、経営の視点に立った法律及び実務を解説～

「働き方改革」は言い換えれば「働かせ方改革」とも言えます。経営としては、社員にどのように働いてもらうか（働かせるか）を考え、人事制度を構築していかなければなりません。

多様な働き方が求められる現在では、自社の働き方の意識付けは大きな課題となりますが、現行制度の長所を活かしながら、新たな制度構築を進めていくことが求められています。

今日の重要な経営課題となっている「働き方改革」で取り上げられているいくつかのテーマを関連させながら、経営の舵を取る立場として把握すべき人事労務のポイントを総括的かつ実践的に解説頂きます。講師には“使用者側の視点に立った指導で非常に解りやすい”と参加者からの評価も高い丸尾 拓養 弁護士をお招きし、ご指導を頂きます。

■ と き 平成30年3月8日（木）14:00～16:30

■ と ころ 茨城県産業会館1F・大会議室【水戸市桜川2-2-35】

■ 参加費 経協会員 4,000円/人 非会員 8,000円/人

\*お振込先<常陽銀行本店 普通預金口座 No. 6501 口座名：一般社団法人茨城県経営者協会>  
(お手数ですがお振込みの際、お振込み人様の前に「0308」と入れて手続き頂きますと入金処理上、大変助かります)

■ 定 員 60名 (定員になり次第締め切らせていただきますので、予めご了承ください)

■ 講 師 丸尾 拓養 氏 (丸尾法律事務所 弁護士)

### 【丸尾講師・略歴】

弁護士 (第一東京弁護士会、経営法曹会議所属)。水戸で司法修習。労働事件 (使用者側) を多く取り扱う。セミナーでは実務の視点にたった実践的な指導が好評。

【近著】「法的視点から見た多様で柔軟な働き方改革の実現」(労政時報 3923 号 2017.1.13) 等

(一社)茨城県経営者協会 常陸・那珂/水戸地区支部

**【セミナー内容（予定）】**

1. 労働法の構造・労働契約の構造
2. 人事（ヒューマン・リソース・マネジメント）と労働法のリンク
3. 成果・役割に応じた賃金
4. 人事権
5. 正規雇用・非正規雇用
6. ローパフォーマー問題
7. ダイバーシティー（女性活用）
8. 恒常的長時間労働の実態
9. 安全配慮義務と健康問題
10. ハラスメント
11. 雇用の多様化（多様な正社員論）
12. 同一労働同一賃金、均衡・均等処遇

■ **お申込み方法**

下記申込書に必要事項をご記入の上、Fax（029-224-1109）または下記Eメールにて、**3月5日（月）まで**にお申し込み下さい。開催1週間前を目途に、会場案内図・参加票等を郵送致します。

■ **お問い合わせ先**

（一社）茨城県経営者協会 事務局 澤畑（英）  
〒310-0801 水戸市桜川 2-2-25 茨城県産業会館 11 階  
Tel:029-221-5301 Fax:029-224-1109 Eメール: sawahatah@ikk.or.jp

（一社）茨城県経営者協会（Fax 029-224-1109）行き

**人事労務セミナー（3/8）参加申込書**

参加者ご氏名	ご所属・お役職名

会社名 \_\_\_\_\_

所在地 〒 \_\_\_\_\_

申込担当者ご所属・ご氏名 \_\_\_\_\_

Tel : \_\_\_\_\_ Fax : \_\_\_\_\_

【事前に講師に伺いたいご質問がございましたら下記へ記載下さい】

.....  
.....  
.....  
.....

※今回の参加者及び申込担当者の情報につきましては、参加票・請求書の送付及び講師への閲覧以外の目的では使用しません。  
また、細心の注意をもって管理し、個人情報の漏洩、紛失、き損又は参加企業様の権利利益を損なうことの無いよう努めます。